

入札参加資格審査申請受付要項

日立市長が発注する建設工事、建設コンサルタント業務等、物品購入等及び業務委託の契約に係る入札に参加を希望する者は、下記により申請してください。

令和 7 年 7 月 1 5 日

日立市長 小川 春樹

記

1 建設工事、建設コンサルタント業務等（測量・建設コンサルタント・地質調査・補償関係）

(1) 申請期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）から 8 月 7 日（木）まで

(2) 申請方法

茨城県土木部監理課建設業担当が受け付けます。次のいずれかの方法により申請してください。

ア 電子申請 茨城県入札参加資格電子申請システムを利用

イ 紙申請（電子申請が不可能な場合に限る。）

(3) その他

ア 建設工事、建設コンサルタント業務等について、今回は追加受付となりますので、既に令和 7・8 年度の入札参加資格申請（定期）を申請済みの方は申請する必要はありません。（ただし、業種の追加を希望する場合を除く。）

イ 申請方法の詳細は、茨城県土木部監理課建設業担当ホームページ掲載予定の「令和 7・8 年度建設工事・建設コンサルタント業務入札参加資格申請（令和 7 年 8 月受付）について」を参照してください。

ウ 建設工事、建設コンサルタント業務等の申請受付に際して、社会保険等（雇用保険、健康保険、年金保険）の加入が登録要件となります。（適用除外を除く。）

2 物品購入等（売買・印刷・賃貸借）、業務委託

(1) 申請期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）から 8 月 7 日（木）まで

(2) 申請方法

申請書類（別表）を日立市総務部契約検査課宛て郵送により、提出してください。

(3) その他

申請には、営業年数 2 年以上であることが必要です。（決算を 2 回以上行っていること。）

3 資格の有効期間

業 種	資格の有効期間
建設工事	1 年 8 か月 （令和 7 年 1 0 月 1 日から 令和 9 年 5 月 3 1 日まで）
建設コンサルタント業務等	
物品購入等	8 か月 （令和 7 年 1 0 月 1 日から 令和 8 年 5 月 3 1 日まで）
業務委託	

4 名簿の公表

有資格者名簿につきましては、閲覧（日立市契約検査課）及びインターネット（日立市ホームページ）で公表します。

5 問い合わせ・郵送先

317-8601 茨城県日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号

日立市総務部契約検査課

電話 0294-22-3111 内線 524・525・526

IP 電話 050-5528-5059

6 日立市企業局への申請

業 種	申請受付について
建設工事	企業局も今回の申請の対象部局となるので、改めて申請する必要はありません。
建設コンサルタント業務等	
物品購入等	郵送により日立市総務部契約検査課にて同時に受け付けます。（申請書類のうち同一様式の書類は兼用可能です。）
業務委託	

問い合わせ先 日立市企業局上下水道部総務課契約係

電話 0294-22-3111 内線 496

別 表

申 請 書 類

建設工事、建設コンサルタント業務等	物品購入等（売買・印刷・賃貸借）	業務委託
共通書類と日立市個別書類の両方が必要です。 （共通書類） 「令和 7・8 年度建設工事(建設コンサルタント業務等)入札参加資格審査申請の手引き共通書類編」を参照（茨城県土木部監理課建設業ホームページ掲載） （日立市個別書類） ①建設工事 ・個別書類チェック表 ・日立市内建設工事登録希望工種申請書 ②建設コンサルタント業務等 ※個別書類はありません。	業務委託との共通書類と個別書類の両方が必要です。 （業務委託との共通書類）（注 1、注 2） ①資格審査申請書（原本）（注 3） ②委任状(入札、契約等の権限を支店等に委任する場合）（原本）（注 3） ③使用印鑑届（原本）（注 3） ④印鑑証明書（写し可）（注 5） ⑤経営規模等総括表（写し可）（注 3） ⑥法人の登記事項証明書（写し可）（注 5） 法人以外は、代表者の身分証明書（写し可） ⑦納税証明書（写し可）（別紙参照） ⑧誓約書（原本）（注 3） （個別書類）（注 1） ①取扱品目表（原本）（注 3） ②販売実績書（写し可・直前 1 年間分）（注 3） ③特約店・代理店証明書（写し可） ④各種登録証明書（許可証、登録証、免許証等の写し）	物品購入等との共通書類と個別書類の両方が必要です。 （物品購入等との共通書類）（注 1、注 2） ①資格審査申請書（原本）（注 3） ②委任状(入札、契約等の権限を支店等に委任する場合）（原本）（注 3） ③使用印鑑届（原本）（注 3） ④印鑑証明書（写し可）（注 5） ⑤経営規模等総括表（写し可）（注 3） ⑥法人の登記事項証明書（写し可）（注 5） 法人以外は、代表者の身分証明書（写し可） ⑦納税証明書（写し可）（別紙参照） ⑧誓約書（原本）（注 3） （個別書類）（注 1） ①取扱業務表（原本）（注 3、注 4） ②業務実績書（写し可・直前 2 年間分）（注 3） ③各種登録証明書（許可証、登録証、免許証等の写し） ④資格者一覧表（写し可）（注 3）

注 1 物品購入等（売買・印刷・賃貸借）及び業務委託の申請書類は、緑色の A 4 フラットファイル 1 冊（紙表紙）に綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に商号又は名称を記入してください。

注 2 物品購入等（売買・印刷・賃貸借）及び業務委託の申請書類を同時に提出する場合は、共通書類は兼用可能です。

注 3 日立市及び企業局の独自様式は、各機関の窓口で配布及び日立市並びに企業局のホームページに掲載します。

・日立市 <http://www.city.hitachi.lg.jp/> ・企業局 <http://www.city.hitachi.lg.jp/kigyo/>

注 4 業務委託の取扱業務表については、日立市及び企業局の様式がそれぞれ異なりますので注意してください。

注 5 官公署が行った証明書類については、申請書提出時における最新のもの（申請受付締切日以前 3 か月以内に発行されたもの）を提出してください。

提出する納税証明書の一覧表

営業所及び住所又は本店の所在地		提出する納税証明書（未納がないことを証明するもの）		備 考
1	住所又は本店を日立市内に有する者	市税（日立市）	市民税、固定資産税（償却資産分を含む）、都市計画税及び軽自動車税 ・法人に係るもの ・個人の場合は、代表者に係るもの	※法人の代表者に 係る市税の納税 証明書の提出は 不要です。
		県税（茨城県）	事業税及び法人県民税（様式第40号の4（ア））	
		国税	所得税（法人の場合は、法人税）、消費税及び地方消費税 ・個人・様式その3の2又はその3 ・法人・様式その3の3又はその3	
2	営業所等を日立市内に有し、住所又は 本店が日立市外である者	市税（日立市）	市民税、固定資産税（償却資産分を含む）、都市計画税及び軽自動車税	
		県税（茨城県）	事業税及び法人県民税（様式第40号の4（ア））	
		国税	所得税（法人の場合は、法人税）、消費税及び地方消費税 ・個人・様式その3の2又はその3 ・法人・様式その3の3又はその3	
3	・住所又は本店を茨城県内に有する者 ・営業所等を茨城県内に有し、住所又 は本店が茨城県外である者	県税（茨城県）	事業税及び法人県民税（様式第40号の4（ア））	
		国税	所得税（法人の場合は、法人税）、消費税及び地方消費税 ・個人・様式その3の2又はその3 ・法人・様式その3の3又はその3	
4	住所又は本店が茨城県外である者	国税	所得税（法人の場合は、法人税）、消費税及び地方消費税 ・個人・様式その3の2又はその3 ・法人・様式その3の3又はその3	

【注意事項】

- 申請の日の属する年度分の納税証明書（未納がないことを証明するもので、申請受付締切日以前3か月以内に取得したもの）を提出してください。
- 市税（日立市）について

申請者に納付義務のある全ての市税について、申請時点において滞納のないことが要件となりますので、次の点に留意して、納税証明書を取得してください。

- (1) 納付義務のある市税の納税証明書※を取得してください。

※ 表示項目以外に滞納がない旨が記載された納税証明書であれば、課税された税項目すべてが表記されている必要はありません。

- (2) 納期限の日以前に取得した納税証明書は、「納期限未到来」分の税額の表示がされていても差し支えありません。

- (3) 納付されてから入金を確認できるまで数日かかるため、納めていただいた分が納税証明書に反映されないことがあります。

納付した日から概ね2週間以内に納税証明書を取得する場合は、次の書類を提出してください。

ア 口座振替の場合 …… 通帳（納付確認ができる部分）の写し

イ 市役所及び金融機関等の窓口で納付した場合 …… 領収証書の写し